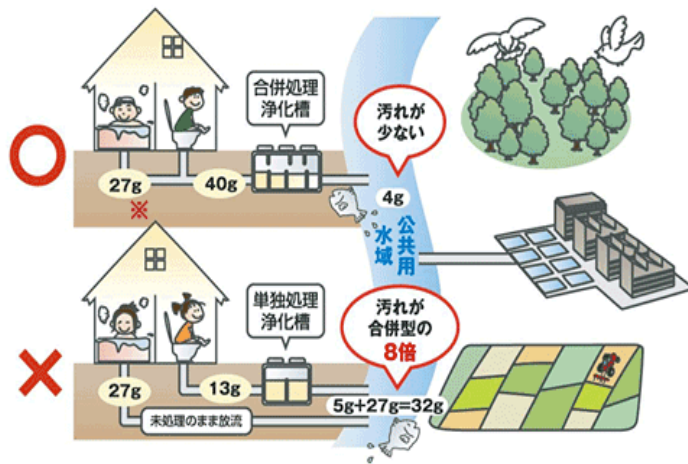


いちき串木野市 合併処理浄化槽

「合併処理浄化槽」を使って、身近な水をきれいにしましょう！



※BODの量：水中の有機物が微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量で、有機性の汚れが少なければこの数値が小さくなります。

合併処理浄化槽

家庭からの排水はすべて処理します。
下水道と同じくらいきれいになります。

単独処理浄化槽

トイレからの排水のみを処理します。
台所・洗濯・風呂等の排水はそのまま流れて
海や川の汚れの原因になります。

単独処理浄化槽の家庭1件で合併処理浄化
槽の家庭8件分の汚泥排出量になります。

浄化槽の維持管理は適切に

浄化槽は微生物の働きで汚水を浄化するため、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理する必要があります。浄化槽の機能が低下すると、悪臭や地域の生活環境の悪化の原因になります。このため、法律により、保守点検、清掃、法定検査が義務付けられています。



保守点検

下記の保守点検業者に委託してください。

(株)環境保安全管理センター	32-9143
(有)久木山建設	32-3663
(有)西薩サービス	32-9855
(有)総合施設管理	32-1067
(有)メック	32-8110
(有)濱屋浄化サービス	35-0023

清掃

浄化槽に溜まった汚泥を年1回くみ取ります。

清掃に関するお問い合わせは

串木野衛生センター 32-3612

法定検査

保守点検とは別に、浄化槽法に基づく法定検査を県知事が指定した検査機関が実施します。

○使用開始後検査(使用開始後3~8ヶ月の間)

※使用開始後検査料金 11,000円

○定期検査

※合併処理浄化槽定期検査料金

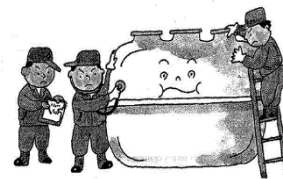
・基本検査(4年に1回)5,000円

・採水員検査(4年に3回)3,000円 *当面4年に1回

検査は事前に葉書で連絡があります。

法定検査についてのお問い合わせは

(公財)鹿児島県環境保全協会 099-296-9000



○補助金制度については裏面をご覧ください。

いちき串木野市 合併処理浄化槽

補助金制度

令和4年度の補助金は、下表のとおりです。

*補助金は予算に達した場合、年度内であっても終了しますので、ご了承ください。

また、新築・建替の場合は、補助対象外となります。

【補助金要件】

- ①環境配慮型浄化槽に適合していること。
- ②個人設置であること。
- ③処理対象人員が10人以下の浄化槽であること。
- ④居住を目的とした住宅であること。
(店舗などが併設する場合は、住宅部分が2分の1以上あること)
- ⑤市税を滞納していないこと。

次の場合は補助対象になりません

- 公共下水道の認可区域内及び漁業集落排水処理区域内
- 販売目的で設置する場合
- 借家等で所有者の承諾が得られない場合
- 浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査の依頼をしていない者

●浄化槽設置補助（単独処理浄化槽・くみ取槽からの設置替え）

人 槽	5人槽 (床面積 130㎡以下)	7人槽 (床面積 130㎡超)	10人槽 (二世帯住宅等)
補 助 金 額	332,000 円	414,000 円	548,000 円

●単独処理浄化槽・くみ取槽からの転換に対する上乗せ補助

種 類	補助金額	補 助 内 容
撤去費用	上限 90,000 円	既設の槽を撤去する費用。(廃棄処分料含む)
宅内配管 工事費	上限 300,000 円	浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費。
浄化槽雨 水貯留施 設転用費	上限 90,000 円	合併処理浄化槽への転換により不要となった単独処理浄化槽を雨水貯留槽へ転用するための工事費。



【問い合わせ先】

いちき串木野市役所（市来庁舎内）
上下水道課 下水普及管理係
TEL 0996-21-5157